



(公社) 岩手県農業公社は

新規就農者を **支援** します！



● 機械・施設等導入の支援

助成額： **年1回70万円以内** (助成率：2/3以内)

- ★ 機械・施設・種苗・資材購入費
家賃、加工・販売経費 等

(対象) 認定新規就農者又は
就農5年以内の認定農業者
[青年就農給付金受給者を除く]
[申請時55歳以下]

(新規就農者経営安定支援事業 H26～)

- ★ 中古の機械・施設等購入費
(トラクター、アタッチメント、ハウス等)

(対象) 認定新規就農者又は
就農5年以内の認定農業者
[青年就農給付金受給者]

(地域経営資源継承支援事業 H27～)

● 研修受入の支援

新規就農希望者を受け入れる経営体への助成

6ヶ月以上2年以内、最大2.5万円/月の助成

- ★ 青年就農給付金(準備型)を
受給する研修生の受入

(対象) 農業農村指導士、青年農業士又は
同等の指導力のある個人・法人
[別に定める指導力向上研修を受講]

(新規就農者研修体制強化事業 H27～)

- ★ 左記以外の研修生の受入
(55歳以下の就農プラン作成者)

(対象) 岩手県が定めた新規就農者受入実践
研修実施要領に登録された経営体

(新規就農者研修支援事業 H26～)

担い手育成基金助成事業の詳細については、下記までお問い合わせください。

○ 最寄りの広域振興局農政(林)部、農業改良普及センター、市町村農政担当課

○ 公益社団法人 岩手県農業公社 就農支援部

(電話：019-623-9390 FAX：019-623-9396)

岩手県農業公社 **検索**

(平成29年4月1日適用)

担い手育成基金助成事業の概要（抜粋）

1 新規就農者研修支援事業	
目的・内容	（目 的） 新規就農希望者（以下「実践研修生」という。）の円滑な就農のための研修を促進するため、研修を受け入れる経営体（以下「受入経営体」という。）に研修等に必要な経費を支援する。 （内 容） 受入経営体での実践研修生の指導に係る経費（６ヶ月以上２年以内）の助成
助成額	1.5千円/日人（実践研修生1名あたり最大2.5万円/月以内）
対象者	（１） 受入経営体は、岩手県が定めた「新規就農者受入実践研修実施要領（以下「県実施要領」という。）」第２の規定により登録されていること。 ただし、青年就農給付金（準備型）を受給する研修生の受入経営体 及び「農の雇用事業」の実施経営体を除く。 （２） 実践研修生は、次の要件を全て満たしていること。 ア 研修開始時の年齢が55歳以下。 ウ 県実施要領第5の規定による就農プランを作成している者。 イ 受入経営体で6ヶ月以上の研修を行うこと。 エ 受入経営体が親族（三親等以内）でないこと。
2 新規就農者研修体制強化事業	
目的・内容	（目 的） 青年就農給付金（準備型）を受給する新規就農希望者（以下「受給研修生」という。）の就農のための研修を促進するため、研修を受け入れる経営体（以下「受入経営体」という。）に研修等に必要な経費を支援する。 （内 容） 受入経営体での受給研修生の指導に係る経費（６ヶ月以上２年以内）の助成
助成額	1.5千円/日人（受給研修生1名あたり最大2.5万円/月以内）
対象者	（１） 受給研修生の受入経営体で、次の要件を全て満たしている者 ア 新規就農者確保・育成アクションプランにおいて位置づけられた研修を行うこと。 イ 農業農村指導士、青年農業士（認定期間満了者含む）又は地方協議会が上記と同等の指導力があると認める個人（生産部会等の役員等であること。かつ、農業所得がおおむね250万円以上確保されている者（ただし、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の久慈地域には適用しない）若しくは法人（研修指導体制が確保されていること） ウ 別に実施される指導力向上研修を受講すること。
3 新規就農者経営安定支援事業	
目的・内容	（目 的） 新規就農者等の営農の早期定着化を図るため、就農開始時等における農地の確保、農業機械・施設の導入等に必要な経費を支援する。 （内 容） 助成は１人1回限りとし、青年等就農計画等の実施に必要な経費のうち、次の事業メニューから自由に選択、組み合わせることができる。 〈事業メニュー〉 ①家賃 ②国内先進農家研修費 ③農地の賃料 ④農地の簡易な整備費 ⑤機械・施設の整備費 ⑥機械・施設のリース料 ⑦機械・施設の修理費 ⑧種苗等生産資材の購入費 ⑨加工・販売に要する経費 ⑩その他理事長が認めたもの
助成額	700千円以内/人（2/3以内）
対象者	（１） 認定新規就農者又は就農5年以内の認定農業者で、次の要件を全て満たすこと。 ア 申請時の年齢が55歳以下である者。 イ 過去に新規就農条件整備事業又は青年就農給付金（準備型・経営開始型）の給付を受けた者又は現在給付を受けている者を除く。 ウ 一定額以上（購入金額が10万円以上）の機械、施設等を導入する場合は、青年等就農計画等に位置づけられていること。 エ 事業実施年度及び事業終了後３年間、経営実績報告書を地方協議会を経由し提出すること。
4 地域経営資源継承支援事業	
目的・内容	（目 的） 地域全体のサポートのもと、地域に賦存する経営資源を継承することにより、新規就農者の初期投資の負担軽減と営農の早期定着化を図る。 （内 容） 中古の機械・施設等地域の経営資源の移設、修理（部品代を含む）及び取得経費を助成する。 ただし、中古ハウスについては取得経費は除く。 ※１ 助成対象とする機械・施設はトラクター、各種アタッチメント、暖房機、ハウス、果樹の支柱、電気牧柵、ミルカー等で、対象者欄のイに記載されていること、又は記載されることが確実なものであること。 軽トラックなど汎用性の高い機械は対象としない。 ※２ 中古ハウスの移設（解体、運搬、設置）に係わる工種全て又は一部の作業委託の経費を助成する。助成額は1a 当たり200千円を上限とする。移設置するハウスの床面積は1a 以上とする。 ※３ 事業採択については、新規要望者を優先とする。 ※４ 助成回数は、１人２回（１年１回）
助成額	700千円以内/年人（2/3以内）
対象者	（１） 認定新規就農者又は就農５年以内の認定農業者で、次の要件を全て満たしていること。 ア 新規就農者確保・育成アクションプランにおいて位置づけられた取組であること。 イ 青年等就農計画等に記載されている、又は記載されることが確実な事業内容であること。 ウ 青年就農給付金（準備型・経営開始型）の給付を受けた者又は現在給付を受けている者。 エ 事業実施年度及び事業終了後３年間、経営実績報告書を地方協議会を経由し提出すること。